

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>3. 農業改良資金貸付金</p> <p>【監査結果の概要】 延滞債権のうち、1回当たりの回収金額が少額なため回収期間が著しく長期化している債権がある。</p> <p>【外部監査人の意見】 延滞債権のうち、1回当たりの回収額が少額なため回収期間が著しく長期化している債権について、債務弁済確約書を取り時効中断手続は行っているが、反面、今後の弁済期間を70年あまりとすることとしているが、これは条件を大幅に緩和したことになる。 定めにより県の行っている融資はすべてこのような緩和措置がとられるのならともかく、平等の原則に大きく反するのではないか。 また、連帯保証人より毎月1万円づつ返済するという債務弁済確約書については、現時点での回収可能額を再度調査し、回収金額を増やす努力をすべきである。 これは、貸付担当者の問題もさることながら、貸付の決定に至るまでのその起案に印を押した数人の県幹部の中で、誰もこの不平等さに気づかなかったのではないか、それが大きな問題であろう。これを契機に県の関係するすべての融資事業について再検討する必要があるのではないか。</p>	<p>1回当たりの償還金額が少額なため回収期間が著しく長期化している債権については、状況を精査し、法的手段も含め適切に対応します。</p> <p>延滞債権の回収については、債務者に事業継続の意欲があれば、事業を継続させながら、「再生」を目的とした指導の強化を図りながら、引き続きその回収を図ります。平成15年度には、債権管理嘱託員の設置、弁護士への業務委託及び法的措置の処分を行うにあたっての公平な判断を求めるための債権管理委員会（仮称）の設置などを実施することにより、債務者及び連帯保証人に償還の意志が認められないもの、あるいは返済があっても1回当たりの償還金額が少額なため、相当長期にわたり回収の見込みがつかないものについては、再度状況（弁済期間を含む）を精査して、法的回収措置を執ります。 なお、14年度は、債権回収マニュアルの見直しを行い、債権管理の強化や国の法改正にあわせて、貸付時の徴求書類を増やし、担保能力、経営審査を慎重に行うとともに、機関保証制度を導入し、今後の延滞者の未然防止を図りました。 起案に対する決裁については、今回の案件にとらわれることなく、内容の確認及びその結果を十分考慮のうえ決裁します。 県における融資制度全般にわたり、各方面から検討を加え、融資目的の達成及び効果のあるものとします。</p>	

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
-----------	------	----

4. 林業改善資金

【監査結果の概要】

林業改善資金で問題とすべきなのは、連帯保証人の担保能力である。連帯保証人の担保能力については、林業改善資金貸付申請書を平成9年度より平成12年度まで閲覧したが、閲覧した範囲では連帯保証人について氏名の記載はあるが、その担保能力についての記載は見出せなかった。

連帯保証人の担保能力については、償還時における年齢を70歳以下の方にするとともに、所得証明や決算書等の提出を求め、その担保能力があるかどうかの判断を行っています。

【外部監査人の意見】

林業改善資金貸付判断資料には、数多くの審査、判断項目があるが、連帯保証人の担保能力については調査されていない。
現時点では不良債権は発生していないが、債権の回収に延滞が生じれば、問題が生じよう。
今後早急に債務者及び連帯保証人の担保能力について検討する仕組みが必要である。
なお、県の行う融資事業の審査は民間の貸付に比べ緩くするという何らかの理由付があるのならともかく、同等に行っていくのであれば、民間の審査方式を加味することも必要ではないか。

連帯保証人の担保能力については、上記の対応をしました。
債務者の担保能力についても、所得証明や決算書等により適正な審査を行っています。
民間の審査方式を加味することの必要性は、当制度が林業振興の上で設けられた支援制度であることから、直ちに民間金融機関の考え方を導入することは困難です。しかしながら、貸付時の審査委員に金融機関職員を加え、専門的な立場から貸付決定に当たっての意見を聴取しています。また、延滞を未然に防ぐという観点から、認定時の内容精査、貸付後の債権管理については強化を図ります。

5. 沿岸漁業改善資金

【監査結果の概要】

他の貸付金と比較すれば、問題債権は少ないといえるが、個別に検討すれば、不納欠損処理がなされていない債権が認められたり、一度も返済しないまま破産した債務者がいる。

今年度は、問題債権を増やさないう、貸付時の徴求書類を増やし、一層、担保能力、経営審査を慎重にし、今後の延滞者の未然防止に努めました。特に、延滞発生時に事務委託先である信用漁連と連携し、借受者の経営状況や返済見込み時期を把握し、再三の督促により延滞者の発生防止を図りました。不納欠損処理については、手続きを進めます。

平成15年度は、債権管理嘱託員の設置、弁護士への業務委託及び法的措置の処分を行うにあたっての公平な判断を求めるための債権管理委員会（仮称）の設置などを実施することにより、債権管理の強化を図ります。

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
-----------	------	----

II. 財政的援助団体にかかる出納その他事務の執行（対象：財団法人三重県産業支援センター）

1. 小規模企業者等設備資金貸付事業

【監査結果の概要】

(1) 設備資金の貸付について
 平成12年度貸付状況は次の通りであり、同年度貸付分について監査を実施した。
 平成12年度貸付総額 483,260千円
 ◎個別貸付企業の内容検討
 監査に当たっては、貸付を行うことによって経営基盤を強化しうる小規模企業者であるか否かを検討する必要があると判断し、財務内容の面及び設備性能の面の両面にわたって検討した。
 小規模企業者への貸付については、決算書を作成していない小規模企業者、また実質的に破綻していると認められる小規模企業者等への貸付は、貸付の趣旨から考えれば、適正な貸付とはいえない。
 個別に設備資金の貸付について検討したが、1社については多額の債務超過であり、対象設備の性能について客観的な裏付けがなく、財務内容の悪さをカバーするだけの対象設備であるとの確証が得られないため、不適切な貸付と考えられる。
 特認企業の承認をした県についても、客観的資料なくして承認した責任がある。
 なお、共通することであるが、連帯保証人について十分な調査がなされていないものと認めた。貸付金の回収を確実なものにするために、調査が不可欠であろう。現状では、借入申込書に記載があれば充分とされているのではないかと。

①財務内容面について
 本制度は、大企業や中堅企業と比較して、一般的に信用力や資金調達力が弱いとされている小規模企業者が創業を行ったり、生産性の向上等の経営基盤強化を図るための設備投資を希望しても、なかなかその実現が困難な状況にあります。そのため、民間の金融機関で融資を受けることができない小規模企業者に対して資金調達ができるように創設された制度であり、この趣旨に沿った運用を今後も行っていきます。

②導入設備について
 創業、経営基盤の強化に必要な設備については、能力、性能等の公的な証明は求めています。しかしながら、申込企業も性能・価格・投資効果等についても十分検討のうえでの申込であり、また、中小企業診断士による事前調査の時に、パンフレット及び聴取調査等で確認しています。

③連帯保証人の調査について
 連帯保証人の保証能力については、申込時に固定資産評価証明書を提出いただき評価しています。また、所得証明については、事前調査時に聴取調査を行っていますが、平成14年度からは所得証明の提出を義務づけています。

④特認企業の承認について
 小規模企業者等設備導入資金助成法の政令及び通商産業省告示に定められた要件を備えており、「実質的に銀行等の金融機関から融資を受けることが小規模企業者に準ずる程度に困難であることから、設備導入の促進を必要があると認められる者」として県が適正に判断します。

テーマ・区分・内容	対応結果	備考									
<p>(2) 小規模企業者等設備貸与 産業支援センターがおこなう小規模企業者等設備貸与事業の平成12年度末残高等は以下の通りである。</p> <table border="0" data-bbox="218 304 928 415"> <tr> <td></td> <td>平成12年度末残高</td> <td>うち回収不能と推定される債権</td> </tr> <tr> <td>機械設備貸与額</td> <td>1,276,781千円</td> <td>140,670千円(21件)</td> </tr> <tr> <td>リース契約債権</td> <td>1,278,187千円</td> <td>130,662千円(6件)</td> </tr> </table> <p>上記平成12年度末残高には、契約期限に返済されず延滞しているものが、機械設備貸与額で184,706千円、リース契約債権で201,587千円含まれている。</p> <p>当該事業は、小規模企業者等及び創業者にたいして、割賦またはリースの形式で設備資金を供給する事業である。企業者等がこの貸付を契機として、産業支援センターが準備している他の制度等を活用していき、より発展していくことが可能であると期待され、その点では産業支援センターが貸付事業を行うことは理にかなった制度であると考えられる。</p> <p>現状は貸付審査の基準は、もっぱら制度を利用できる小規模企業者であるかどうか重点がおかれ、対象企業が抱える諸問題を指摘して、対象企業のために解決しようとする姿勢が見受けられない。事前診断において考慮されることは、経営内容を決算書等で把握できるか否かであって、その内容さらに返済能力があるか否かについては、ほとんど考慮されていない。</p>		平成12年度末残高	うち回収不能と推定される債権	機械設備貸与額	1,276,781千円	140,670千円(21件)	リース契約債権	1,278,187千円	130,662千円(6件)	<p>申込企業に対しては、中小企業診断士による事前調査時に過去の財務内容の分析を行うとともに、今後、設備導入により付加価値をどの程度向上させ、企業の経営基盤を強化できるかについても、併せて聴取を行い判断しています。また、事前調査の結果については、問題点や改善事項等を指摘のうえ、設備導入診断勧告書を提出し、今後の経営改善に資するよう通知することにしています。</p>	
	平成12年度末残高	うち回収不能と推定される債権									
機械設備貸与額	1,276,781千円	140,670千円(21件)									
リース契約債権	1,278,187千円	130,662千円(6件)									
<p>◎損失補填について 産業支援センターが行う貸付に対して、返済が滞った場合には二つの損失補填制度が設けられている。現状では、県との損失補填契約は利用されたことがなく、また中小企業総合事業団による機械類信用保険についても延滞債権残高と機械類信用保険預り金との比較からすれば、一部の部分で時効が完成し請求不能になっているのではないかと。</p>	<p>県との損失補填契約は行っていますが、実施されたことがありませんので、これを実施するためのルールを定めて実行していくことを県と協議しています。</p> <p>また、貸与制度における機械類信用保険に替わる補填の見直しを中小企業庁が行い、平成15年度の県の当初予算で新たに7,031千円を計上し実施します。</p> <p>これまでの機械類信用保険にかかる事務については、債権のリスク分類ごとの債権管理を徹底し、適切に保険請求しています。</p>										